

契 約 書 (案)

1	件 名	西部医療センター電力需給契約
2	契約金額	別添単価表のとおり (単価契約)
3	概算金額総額 概算金額総額の 100/110 に相当する金額 (金 円)	金 円 うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円
4	契約期間	契約締結日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで
5	需給期間	令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで
6	需給場所	名古屋市立大学医学部附属西部医療センター
7	契約保証金	
8	特約事項	

上記について公立大学法人 名古屋市立大学（以下「買受人」という。）と売渡人は、次の条項により契約を締結する。

これを証するため本書 2 通を作成し、各自記名押印の上、それぞれ 1 通を所持するものとする。

令和 年 月 日

買受人 名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄 1 番地
公立大学法人 名古屋市立大学
理事長 郡 健二郎 印

売渡人 住所
氏名 印

(契約の目的)

第 1 条 売渡人は、仕様書その他の関係書面（以下「仕様書等」という。）に基づき、買受人の需要場所で使用する電気の需要に応じて電気を供給し、買受人は売渡人にその対価を支払うものとする。

(契約金額の改定)

第 2 条 売渡人の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、買受人及び売渡人が協議の上、これを改定できる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 3 条 売渡人は、買受人の承認がなければこの契約によって生ずる権利及び義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することができない。

(契約電力)

第 4 条 契約における契約電力（契約上使用できる最大電力をいう。以下同じ。）は、次に掲げるところによる。

契約電力	常時電力	2,400kW
	予備電力（予備線）	2,780kW
	業務用自家発補給電力	380kW

(契約電力の変更)

第 5 条 前条に規定する契約電力を変更する必要があるときは、買受人及び売渡人が協議の上、これを変更するものとする。

2 買受人が前項の規定によらないで、契約電力を超過した場合は、超過金の支払いについて、買受人及び売渡人が協議を行い、超過金の支払いが適当であると認められたときは、買受人は当該協議において決定された金額を超過金として支払うものとする。

3 前各号に掲げるもののほか、契約電力の変更に伴い必要となる措置は、買受人及び売渡人が協議の上、これを定めるものとする。

(使用電力量の増減)

第 6 条 買受人の使用電力量は、買受人の都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(計量及び検査)

第 7 条 計量日時は買受人及び売渡人が協議の上、各月ごとに定めるものとし、売渡人は、買受人の最大需要電力（需要電力の最大値であって、30 分最大需要電力計により計量される値をいう。）及び使用電力量を、計量器に記録された値により計量をし、その結果について買受人の指定する職員による検査を受けなければならない。

2 前項の検査は、毎月 1 日に行うものとし、計量は当該区域の一般電気事業者が取り付けした記録型計量器に記録された値によるものとし、計量器に記録される日（計量日）を検針日とする。

3 検査の方法その他その実施のために必要な事項は、設置されている計量器の状況等に応じて、買受人及び売渡人が協議の上、取り決めるものとする。

(電気料金の算定期間)

第 8 条 電気の使用に対する代金（以下「電気料金」という。）の算定は、一月（前月の計量の日から当月の計量の前日までの期間をいう。）の使用電力量により行うものとする。

(電気料金の算定及び支払)

第 9 条 売渡人は、第 7 条の規定による検査終了後、検針日から 10 日以内に、適法な請求書をもって電気料金を請求することができる。ただし、これによりがたい場合は、事前に申出をして変更することができる。

2 前項の電気料金は、第 4 条に規定する契約電力に、本契約書の別紙「単価表」の基本料金の契約単価を乗じて計算した金額と、当該使用電力量に単価表の電力量料金の契約単価を乗じて計算した金額、当該使用電力量に中部管内の一般送配電事業者が定める標準供給条件（基本契約要綱）による燃料費調整単価を乗じて計算した金額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加減した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）とする。

3 買受人は、第 1 項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受領した翌月の 25 日（金融機関休業日の場合は、その直後の金融機関営業日）に支払うものとする。ただし、これによりがたい場合は、事前に買受人及び売渡人が協議の上、取り決めるものとする。

4 契約代金の支払場所は公立大学法人名古屋市立大学とし、その支払方法は、売渡人の申出により買受人の主要取引先銀行と為替取引のある金融機関の売渡人の預金口座に口座振替をすることができる。

5 前項に定める場合にかかる振込手数料は、買受人の主要取引銀行と売渡人の指定する銀行が同じである場合は買受人の負担とし、異なる場合は売渡人の負担とする。

(契約単価等の変更)

第 10 条 この契約を締結した後において、経済事情の変化等により契約単価が不相当となったときは、買受人及び売渡人が協議の上、当該契約単価を変更することができる。

2 前項の協議は、文書をもって、相手側に申し入れるものとする。

3 売渡人は、電気料金の算定の基礎となる燃料費の変動により契約単価を変更する必要がある場合は、通知をもって協議に代えることができる。ただし、買受人が当該通知を受け取った日から 10 日以内に異議を申し出た場合は、この限りでない。

4 前項の申出があった場合は、買受人及び売渡人が協議の上、当該変更額を定めるものとする。

5 その他の契約条件（第 4 条及び第 1 項に規定する部分を除く。）に関する変更の手続については、第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。

(損害賠償の負担)

第 11 条 売渡人は、自己の責により電力供給の停止等により買受人に損害（第三者に及ぼした損害を含む。）を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負わなければならない。

2 第三者の行為により電力供給の停止等を生じた場合において買受人が当該第三者に損害賠償の請求をするときは、売渡人は、買受人に協力するものとする。

3 第1項の規定による損害賠償の額は、買受人及び売渡人が協議の上、これを定めるものとする。

(買受人の解除権)

第12条 買受人は、売渡人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、この契約を履行しないとき。

(2) 天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと買受人が認めたとき。

(3) この契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) この契約の履行に当たり、係員の指示監督に従わず、又はその者の職務の執行を妨げたとき。

(5) 契約の相手方として、必要な資格を欠いたとき。

(6) 第16条の規定によらないで、契約の解除を申し出たとき。

(7) 売渡人（売渡人が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同等の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この号において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(8) その他この契約に定めた条件に違反したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、売渡人は、当該契約の解除があった日から契約期間の満了日までの期間に対応する予定使用電力量を基にして第9条第2項の規定により計算して得た額の10分の1に相当する金額を、違約金として、買受人の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、買受人は当該保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

4 買受人は契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

(談合その他不正行為に係る買受人の解除権)

第13条 買受人は、売渡人がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、前条第1項第3号に規定する不正の行為とみなし、この契約を解除することができる。

(1) 売渡人が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令又は第50条第1項に規定する課徴金納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

(2) 売渡人又は売渡人の役員若しくは使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。

(3) 前2号に規定するもののほか、売渡人又は売渡人の役員若しくは使用人が、独占禁止法違反をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

2 前条第2項の規定は、前項による解除の場合に適用する。

(買受人の任意解除権)

第14条 買受人は、契約期間内においては、第12条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 買受人は、前項の規定により契約を解除したことにより売渡人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の規定による損害賠償の額は、買受人及び売渡人が協議の上、これを定めるものとする。

(予算の減額等による契約変更等)

第 15 条 買受人は、頭書の契約金額及び契約期間の規定にかかわらず、契約期間中であっても予算の減額又は削除があった場合は、売渡人と協議の上、この契約を変更又は解除することができる。

(売渡人の解除権)

第 16 条 売渡人は、買受人が契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは契約を解除することができる。

2 売渡人は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を買受人に請求することができる。

3 前項の規定による損害賠償の額は、買受人及び売渡人が協議の上、これを定めるものとする。

(契約解除に伴う措置)

第 17 条 この契約が解除された場合には、第 1 条に規定する義務は消滅するものとする。

2 買受人は、契約の解除があった場合において払込みをしていない電気料金があるときは、遅滞なく売渡人に当該電気料金を支払うものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第 18 条 売渡人がこの契約に関して第 13 条第 1 項各号のいずれかに該当したときは、買受人が契約を解除するか否かにかかわらず、売渡人は、総支払金額に 100 分の 20 を乗じて得た額の賠償金を、最終の契約代金の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に規定する財務大臣が決定する率による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 第 13 条第 1 項第 1 号及び第 3 号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売の場合など買受人に金銭的損害が生じない行為として、売渡人がこれを証明し、そのことを買受人が認めるとき。

(2) 第 13 条第 1 項第 2 号のうち、売渡人又は売渡人の役員若しくは売渡人の使用人が刑法 198 条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第 3 号のうち、刑法第 198 条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、売渡人又は売渡人の役員若しくは売渡人の使用人が刑法第 96 条の 6 の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第 3 号については、刑法第 96 条の 6 の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき）を除く。

2 第 1 項に規定する場合において、売渡人が共同企業体であり、既に解散しているときは、買受人は、売渡人の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、売渡人の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、買受人に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、買受人は、売渡人に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

(契約保証金等の返還)

第19条 契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われている場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、買受人は、当該契約保証金又は担保を売渡人に返還しなければならない。

(1) 契約を全て履行したとき。

(2) 第14条第1項の規定により契約を解除したとき又は第16条第1項により契約を解除されたとき。

(資料の提出)

第20条 売渡人は、買受人が電力の使用及び電気料金に関する資料を必要とするときは、その請求に応じて、これらの資料を提出するものとする。

(守秘義務)

第21条 買受人及び売渡人は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約の履行に当たり、知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。契約期間の満了後又は契約解除後においても、同様とする。

2 前項の規定は、法律、条例等により開示が義務付けられている場合で所定の手続により開示するときは、適用しないものとする。

(管轄裁判所)

第22条 この契約に係る訴訟については、名古屋地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第23条 この契約書及び仕様書について買受人と売渡人との間で意見を異にするときは、買受人の判断によるものとする。

2 この契約書及び仕様書に定めのない事項について疑義を生じたときは、電気需給約款、公立大学法人名古屋市立大学契約規程及びその他関係法令の定めるところによるほか、買受人及び売渡人が協議の上、定めるものとする。

(紛争の解決)

第24条 この契約に関し紛争が生じた場合は、当事者間の協議により解決を図るものとする。

(特記事項)

第25条 売渡人は、この契約による事務を処理するに当たっては、別記「情報取扱注意項目」を遵守しなければならない。

単価表

常時電力		単価（税込）
基本料金		円/kW 月
電力量料金	重負荷時間	円/kWh
	昼間時間	円/kWh
	夜間時間	円/kWh

予備電力		単価（税込）
基本料金		円/kW 月
電力量料金	重負荷時間	円/kWh
	昼間時間	円/kWh
	夜間時間	円/kWh

業務用自家発補給電力		単価（税込）
基本料金		円/kW 月
電力量料金	重負荷時間	円/kWh
	昼間時間	円/kWh
	夜間時間	円/kWh

重負荷時間：毎年7月1日から9月30日までの期間の毎日午前10時から午後5時までの時間とする。ただし、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日に該当する時間を除く。

昼間時間：毎日午前8時から午後10時までの時間とする。ただし、重負荷時間及び日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日に該当する時間を除く。

夜間時間：昼間時間及び重負荷時間以外の時間とする。

情報取扱注意項目

(基本事項)

第1 この契約による本学の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第2 乙は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第3 乙は、本件業務に関して知り得た本学の保有する情報（公立大学法人名古屋市立大学（以下「甲」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の本学の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第4 乙は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、本学の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、本学の保有する情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 乙は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）第28条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することによむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、本学の保有する情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第8 乙は、本学の保有する情報が記録された資料のうち甲から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

2 乙は、前項に規定する場合を除き、本学の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(情報の授受及び搬送)

第9 本学の保有する情報並びに本学の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。

2 乙は、本学の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起らないようにしなければならない。

(報告等)

第10 乙は、甲が本学の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が本学の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 乙は、本学の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び本学の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第 12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めるときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
 - (2) 損害賠償を請求すること。
 - (3) 本学の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第 34 条第 1 項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2 項の規定に基づきその旨を公表すること。
- 2 前項第 2 号及び第 3 号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(特定個人情報に関する特則)

第 13 乙は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

- 2 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、甲から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。
- 3 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。
- 4 乙は、前 3 項に規定する事項のほか、番号利用法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。ただし、当該業務が個人番号関係事務の場合は、「第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第 2 条第 13 項に規定する個人番号関係事務実施者」と読み替えるものとする。

(電子情報の消去に関する特則)

第 14 乙は、甲が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸を含む。）をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。

- 2 乙は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、甲の確認を受けなければならない。